

長崎県建設工事入札参加者格付要綱 新旧対照表

改正後 (新)	現 行 (旧)
<p>(審査及び名簿登載)</p> <p>第4条 ～略～</p> <p>(1) 適格性の審査 ～略～</p> <p>(2) 工事施工能力の審査 工事の施工能力については、前号の審査によって適格者と認められた者に対し、次号に定める客観的審査事項により、業種ごとに審査し、さらに等級を設ける業種並びにとび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、電気通信工事及び造園工事については、第(4)号に定める主観的審査事項も審査し、それぞれの審査点数を求めるものとする。</p> <p>(3) 客観的審査事項 ～略～</p> <p>(4) 主観的審査事項 ～略～</p> <p>(変更届)</p> <p>第6条 第4条の規定により資格審査を受け、名簿に登載された者(以下「入札参加資格者」という。)のうち、次の各号に掲げる事項に変更があった時は、その事実を証する書類(加えて受任者に変更があったときは委任状)を添えて遅滞なく入札参加資格審査申請書記載事項変更届を知事に提出しなければならない。ただし県内建設業者(大臣許可業者を除く。)については、主たる営業所以外の委任を受けた営業所に係る事項についてのみ、その事実を証する書類(加えて受任者に変更があったときは委任状)を添えて、入札参加に係る委任事項変更届を知事に提出すれば足りる。</p> <p>～略～</p> <p>(入札参加資格喪失(及び辞退)届)</p> <p>第7条 入札参加資格者のうち、資格審査の有効期間が終了していないものが次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は次条の規定により当該入札参加資格の承継を申請する場合を除き遅滞なく入札参加資格喪失(及び辞退)届を提出しなければならない。ただし、県内建設業者(大臣許可業者を除く。)については、本条第(2)号の場合を除き法第12条の届け出を行ったことをもって省略することができる。</p> <p>～略～</p>	<p>(審査及び名簿登載)</p> <p>第4条 ～略～</p> <p>1 適格性の審査 ～略～</p> <p>2 工事施工能力の審査 工事の施工能力については、前号の審査によって適格者と認められた者に対し、次号に定める客観的審査事項により、業種ごとに審査し、さらに等級を設ける業種については、第(4)号に定める主観的審査事項も審査し、それぞれの審査点数を求めるものとする。</p> <p>3 客観的審査事項 ～略～</p> <p>4 主観的審査事項 ～略～</p> <p>(変更届)</p> <p>第6条 第4条の規定により資格審査を受け、名簿に登載された者(以下「入札参加資格者」という。)のうち、次の各号に掲げる事項に変更があった時は、その事実を証する書類(加えて受任者に変更があったときは委任状)を添えて遅滞なく入札参加資格審査申請書記載事項変更届を知事に提出しなければならない。ただし県内建設業者については、主たる営業所以外の委任を受けた営業所に係る事項についてのみ、その事実を証する書類(加えて受任者に変更があったときは委任状)を添えて、入札参加に係る委任事項変更届を知事に提出すれば足りる。</p> <p>～略～</p> <p>(入札参加資格喪失(及び辞退)届)</p> <p>第7条 入札参加資格者のうち、資格審査の有効期間が終了していないものが次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は次条の規定により当該入札参加資格の承継を申請する場合を除き遅滞なく入札参加資格喪失(及び辞退)届を提出しなければならない。ただし、県内建設業者については、本条第2号の場合を除き法第12条の届け出を行ったことをもって省略することができる。</p> <p>～略～</p>

(入札参加資格者の地位の承継)

第8条 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当し、当該各号に掲げる者で第3条の入札参加者の資格要件を満たす者は、別に定めるところにより知事の承認を受け、当該参加資格者の地位を承継することができる。なお、第(4)号及び第(5)号に該当する者が、法第3条第1項の規定による建設業の許可(長崎県知事許可に限る。)又は法第17条の2若しくは法第17条の3の規定による認可(長崎県知事の認可に限る。)において許可番号の引継が認められることとなった場合は、当該手続きをもって入札参加資格者の地位を承継したものとみなす。

～略～

(4) 相続又は譲渡により、建設業を廃業した個人の営業年度と連続して営業を開始する、その者の業務を補佐していた配偶者又は2親等以内の者である個人

(5) 建設業を廃業した個人(以下「被承継人」という。)の場合、その者が代表となって営業年度が連続する形で会社を設立し、被承継人が50パーセント以上出資した法人

～略～

(入札参加資格者の地位の承継)

第8条 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当し、当該各号に掲げる者で第3条の入札参加者の資格要件を満たす者は、別に定めるところにより知事の承認を受け、当該参加資格者の地位を承継することができる。なお、第(4)号及び第(5)号に該当する県内建設業者が、法第3条第1項の規定による建設業の許可(大臣許可に係るものを除く。)において許可番号の引継が認められることとなった場合は、当該手続きをもって入札参加資格者の地位を承継したものとみなす。

～略～

(4) 死亡又は病気等の理由により入札参加資格に係る営業を全うできないため建設業を廃業した個人の場合(以下「特別被承継人」という。)、その者の営業年度と連続して営業を開始し、特別被承継人の業務を補佐していた配偶者又は2親等以内の者である個人

(5) 建設業を廃業した個人の場合(以下「被承継人」という。)、その者が代表となって営業年度が連続する形で会社を設立し、被承継人が50パーセント以上出資した法人

～略～